第2節 用途別審査基準

第1 社会福祉施設等に対する防火安全対策

障がい者及び高齢者が入所する社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)は、自力避難の困難者が多数建物内に存在する特殊性から、人命の安全確保を最優先に考え、出火、延焼拡大の防止、避難時の安全確保及び消防用設備等の設置に係る基準を具体的に定め、次により指導するもの。

なお、法令基準は人命安全確保のための最低限の要求であり、本指導基準はさらなる防 大安全対策を講ずることにより、法令の目的を達成しようとするものであり、管理権原者の 理解と協力のもとに安全対策を進めることを念頭において指導するもの。

1 指導対象

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 令別表第1(6)項イ((4)を除く。)、(6)項ロ及びハ(利用者を入居させ、又は 宿泊させるものに限る。)に掲げる社会福祉施設等
- (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で前(1)の用途に供する部分
- (3) その他これらに類する防火対象物

2 指導事項

(1) 出火防止対策

ア 火気使用設備及び器具の管理

- (ア)入所又は入院患者(以下「入所者等」という。)の入室している居室(以下「入居室」という。)内では、原則としてストーブ等の火を使用する 設備等は使用しないものとすること。
- (イ) 火遊びや悪戯を防止するため、入所者のマッチ、ライター等の持ち込みを必要 最小限とすること。

イ 喫煙管理

- (ア) 対象物内で喫煙する場合は、入居室以外の専用の喫煙場所を設けること。
- (イ) 喫煙場所はその他の部分と区画し、必要に応じて「喫煙所」である旨の掲示 (図記号を含む。)を行うこと。
- ウ 厨房の出火防止対策

厨房設備については、条例第3条の4によるほか次によること。

- (ア)屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備が設置されていない対象物については、電気等を熱源とする 電磁誘導加熱式調理器具等とすること。
- (イ) 揚げ物に使用する調理器具については、調理油過熱防止装置付とすること。

工 放火防止対策

- (ア)休日,夜間等においては、出入口を特定し、人の出入りを管理すること。
- (イ) リネン室、倉庫、器材室、薬品庫及び常時使用しない室等は施錠すること。

オ 危険物品等の管理

消毒用アルコール等の引火性の高い危険物の保管、小分けは、火気のない専用の部

屋で行い、保管場所は施錠をすること。

(2) 延焼拡大防止対策

ア 防火区画等

- (ア) 手術室、分娩室及び重症患者集中治療看護室等は、防火区画すること。
- (イ) 火気使用室並びに室の面積が4㎡以上のリネン室及び倉庫等は、不燃区画(第2章第1節第8.7で定める不燃区画をいう。なお、スプリンクラー設備が設置されているものについては、開口部は不燃性のものとすることができる。) すること。
- (ウ) 建基令第 114 条第 2 項に規定する、防火上主要な間仕切り壁に設置する室等の 出入り口等の開口 部は、不燃性の扉(自動閉鎖 装置付のものに限る。)とする こと。

イ 内装制限

入居室及びその他の居室は、壁及び天井の室内に面する仕上げを準不燃材料とする こと。

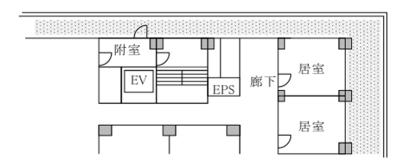
ウ 防炎製品の使用促進

寝具類(敷布,カバー類,布団類,毛布類)は、防炎製品を使用すること。

(3) 避難及び消防活動対策

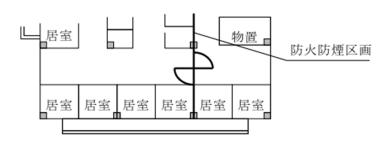
ア バルコニー等の設置

(ア)避難階以外の階に入居室を有する社会福祉施設等は、原則として連続式のバルコニーを設置し、かつ、バルコニーから避難施設に通ずるようにすること。 (第1-1図参照)



第1-1図 避難階段に通ずるバルコニー

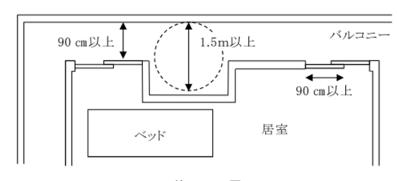
ただし、建物形態により、連続式のバルコニーを設けることが困難な場合は、バルコニーを介して他の防火区画に水平避難ができるもの(第1-2図参照)、又はバルコニーから直接地上等への避難ができる二方向避難を確保することで、部分的なバルコニーとすること。



第1-2図 他の防火区画に通ずるバルコニー

(イ) バルコニーの有効幅員は、90 cm以上とし、車椅子が転回することができる2 以上のスペース(有効幅員 1.5m以上)を設けるとともに、入居室等のバルコ ニーへの出口の幅員も車椅子が通行できるよう 90 cm以上とすること。

(第1-3図参照)



第1-3図

イ 段差の解消

避難経路の床には、段差を設けないものとすること。ただし、やむを得ず段差を 設ける場合にあっては、おおむね2cm以下とすること。

ウ 水平避難の確保 (スプリンクラー設備が設置されているものを除く。) 各階毎に 水平避難が可能なように、ゾーン区画 (前①.アただし書の区画をいう。以下同 じ。) を行うこと。

なお、ゾーン区画は、耐火構造の壁、床及び防火戸等で区画し、次の措置を講ずること。

- (ア) 区画壁の部分には、できる限り配管、ダクト等の貫通をしないこと。
- (イ) 区画された各ゾーン内に避難施設を1箇所は設けること。
- (ウ) バルコニーのみで水平避難を行うものは、バルコニーに面する開口部を防火設備とすること。
 - ※ 水平避難とは、同一階においてブロックごとのゾーン区画に分け、1つのゾーン区画から次のゾーン区画へ避難することをいう。

エ 入所者等の管理

入所者等のうち自力避難困難者は、原則として避難階に入居させること。ただし、 それが困難な場合は、避難施設の直近又はバルコニーに容易に避難可能な居室に入 居させるよう配慮すること。

オ 火災時の施錠

入所者等の状況から、各居室等及び避難口(バルコニーに通ずる出入口を含む。) を施錠している施設にあっては、自動火災報知設備と連動し、解錠する装置又は、宿 直室等から遠隔操作により一斉解錠できる機構とすること。

(4 消防用設備等の充実・強化

ア スプリンクラー設備

屋内消火栓設備を設置する場合は、令第 11 条第 3 項第 1 号のうち規則第 12 条第 1 項第 7 号へのただし書に規定する消火栓(易操作性 1 号消火栓)、令第 11 条第 3 項第 2 号イ又は口に規定する消火栓(2 号消火栓又は広範囲型 2 号消火栓)とすること。

イ 自動火災報知設備

- (ア) 受信機を設置しない寮母室、ナースステーション等には副受信機を設置する こと。ただし、設置ができない場合は、受信機の設置場所との間で相互に連絡 できる措置を講じること。
- (イ) 感知器、受信機等には、非火災報対策を講じること。
- (ウ) 聴力の障がい者が入所する社会福祉施設等については、自動火災報知設備の作動と連動して、光により火災の発生を知らせる光警報装置を設置することが望ましいこと。

なお、光警報装置の設置にあたっては「光警報装置の設置に係るガイドライン」 (平成 28 年9月6日付け消防予第 264 号) を参考とすること。

(エ) 就寝の用に供する居室の感知器は、煙式のものとすること。

ウ 火災通報装置

火災通報装置の設置を要しない社会福祉施設等についても、火災通報装置の設置をすることが望ましい。

工 非常警報設備

- (ア) 非常警報設備は非常放送設備とし、自動火災報知設備と連動させること。
- (イ) 非常警報設備の設置を要しないものは、寮母室、ナースステーション等から も放送できる業務用の放送設備を設置すること。

才 誘導灯

視力又は聴力の障害者が入所又は入院している社会福祉施設等の主要な避難口 (直接地上に通ずる出入口及び直通階段の出入口をいう。)に設ける誘導灯は、 点滅型誘導音声装置付誘導灯とすること。ただし、非常放送設備を設置した防火 対象物については、点滅型誘導灯とすること。

カ その他

厨房室等には、ガス事業法施行規則(昭和 45 年日通商産業省令第 97 号)及び 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成 9 年日 通商産業省令第 11 号)に定めるガス漏れ火災警報器を設置すること。